

高知大学利益相反マネジメント委員会規則

〔平成17年6月23日〕
規則第503号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(設置)

第1条 高知大学（以下「本学」という。）に、高知大学利益相反マネジメント規則第4条第4項及び国立大学法人高知大学組織規則第53条第2項の規定に基づき、本学における利益相反マネジメントを行う機関として高知大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの改廃並びに利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反に係る施策に関すること。
- (3) 社会連携活動等に係る審査及び勧告に関すること。
- (4) 不服申立てがあった場合における再審査に関すること。
- (5) 利益相反に係る情報公開に関すること。
- (6) 高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会からの意見照会に関すること。
- (7) その他利益相反に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・医療・評価・IR担当）
- (2) 各学系から選出された委員 各2人
- (3) 次世代地域創造センター長
- (4) 人事課長
- (5) 地域連携課長

- (6) 総務企画課長
- (7) 委員長が指名する学外者
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 委員が出席できない場合は、当該委員は委員長と協議の上、代理の者を指名し、出席させることができるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 高知大学利益相反マネジメント規則に規定するマネジメントの対象となった委員は、当該審査を行う委員会の審議及び議決に参加できず、定足数の算定から除外する。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、議事内容について一定期間ごとに、高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会に個人情報の保護に留意した上で、報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(相談室)

第8条 委員会は、利益相反に関する常設の相談窓口として、相談室を設置する。

- 2 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域連携課長

- (2) 地域連携課課長補佐
 - (3) 人事課課長補佐 1人
 - (4) 物部総務課長
 - (5) 総務企画課課長補佐 1人
 - (6) その他必要な職員
- 3 相談室に室長を置き、地域連携課長をもって充てる。
- 4 相談室に、専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。
- 5 その他相談室に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、他の部課の協力を得て、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月23日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に第3条第2号及び第3号に掲げる委員となった者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日規則第84号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月15日規則第64号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第2号の規定にかかわらず、改正前の第3条第1項第2号及び

第3号の規定により選出された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第114・116号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日規則第18号）

この規則は、平成26年6月25日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第45号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。